

兵庫県公報

令和2年6月12日 金曜日 第113号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 土地改良区の解散認可（同）	3
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○ 道路の区域の変更（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部改正（会計課）	7
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	7
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	12
病院局公告	
○ 県立尼崎総合医療センター入院セット提供業務に係るプロポーザルの実施（県立尼崎総合医療センター）	13
選挙管理委員会告示	
○ 平成31年兵庫県選挙管理委員会告示第6号（公職選挙法第18条の規定による開票区の設置）の一部改正	15
教育委員会規則	
○ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則	15
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	16
正 誤	
○ 令和2年3月31日付け兵庫県公報第23号外中	16

公布された法令のあらまし

●学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第10号）

学校医等の補償基礎額を公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令に定める額とし、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を同

令の規定により文部科学大臣が定める額とする等、所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第644号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和2年6月12日

兵庫県知事 井戸敏三

塩崎土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	福本光良	姫路市飾東町塩崎429番地3
同	小笠原雅夫	同 市飾東町塩崎457番地
同	藤田雄三	同 市飾東町塩崎223番地
同	福本義信	同 市飾東町塩崎491番地
同	中島寛明	同 市飾東町塩崎449番地
同	菅原修	同 市飾東町塩崎434番地
同	菅原弘己	同 市飾東町塩崎485番地
同	中島千壽	同 市飾東町塩崎599番地6
同	井上義教	同 市飾東町塩崎825番地
同	高橋義夫	同 市飾東町塩崎812番地
監事	小笠原裕之	同 市飾東町塩崎81番地2
同	藤田三郎	同 市飾東町塩崎75番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	小笠原雅夫	姫路市飾東町塩崎457番地
同	中島千壽	同 市飾東町塩崎599番地6
同	菅原弘己	同 市飾東町塩崎485番地
同	中西康雄	同 市飾東町塩崎519番地
同	菅原良英	同 市飾東町塩崎467番地
同	井上良平	同 市飾東町塩崎890番地
監事	菅原晴一	同 市飾東町塩崎429番地1
同	家本清裕	同 市飾東町塩崎463番地

尾崎土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	小林則昭	淡路市尾崎366番地3
同	木戸喜一郎	同 市尾崎2794番地
同	松浦孝次	同 市尾崎941番地
同	栗田信博	同 市尾崎1606番地8
同	谷口和廣	同 市新村355番地
同	水野勝弘	同 市遠田1014番地2
同	萩野悟	同 市遠田1812番地2
同	野田敏昭	同 市遠田2151番地1
監事	東田昭作	同 市尾崎2992番地
同	尾植繁孝	同 市尾崎2151番地
同	池内信博	同 市尾崎4166番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	栗田清文	淡路市尾崎3747番地2

同	高 田 房 芳	同	市新村259番地 1
同	北 田 豪	同	市尾崎1457番地
同	新 田 道 生	同	市尾崎1677番地
同	棟 近 健 二	同	市尾崎2492番地
同	長 尾 将 彰	同	市遠田2471番地
同	人 位 洋	同	市遠田1435番地
同	松 浦 孝 次	同	市尾崎941番地
監 事	東 田 昭 作	同	市尾崎2992番地
同	岩 井 秀 隆	同	市尾崎583番地
同	水 野 勝 弘	同	市遠田1014番地 2



兵庫県告示第645号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和2年6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
梶土地改良区	令和2年4月16日
成相土地改良区	同 年5月26日
印南北池土地改良区	同 年6月1日
芦田中央土地改良区	同



兵庫県告示第646号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。
令和2年6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
佐見土地改良区	令和2年5月19日



兵庫県告示第647号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和2年6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

佐見土地改良区

氏 名	住 所
三 村 和 美	姫路市林田町口佐見111番地
稲 葉 廣 明	同 市林田町口佐見195番地30
千 古 博 明	同 市林田町八幡307番地
千 古 吉 弘	同 市林田町八幡357番地 1
矢 野 俊 朗	同 市林田町奥佐見216番地
矢 野 隆 三	同 市林田町奥佐見408番地
行 實 初 夫	同 市林田町奥佐見79番地

大浦 邦 広 同 市林田町林谷122番地
 須貝 清 行 同 市林田町林谷554番地



兵庫県告示第648号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年6月12日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び数値地形図（地図情報レベル500））
- 2 作業期間
令和2年4月27日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
西宮市青葉台地内



兵庫県告示第649号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年6月12日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年5月27日から同年8月31日まで
- 3 作業地域
宍粟市一宮町河原田地内



兵庫県告示第650号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年6月12日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年2月12日から令和3年3月25日まで
- 3 作業地域
養父市畑及び船谷地内



兵庫県告示第651号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年6月12日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（TS測量、平板測量、デジタルマッピング（地図情報レベル500）及びデジタルマッピング（地図情報レベル2500））
- 2 作業期間

令和2年5月18日から令和3年3月31日まで

- 3 作業地域
西宮市全域



兵庫県告示第652号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年6月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和元年8月19日から令和2年3月25日まで
- 3 作業地域
芦屋市奥池町19地内



兵庫県告示第653号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年6月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年11月6日から令和2年5月18日まで
- 3 作業地域
尼崎市武庫町一丁目地内



兵庫県告示第654号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、芦屋市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年6月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（数値撮影、写真地図作成及び数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
令和元年12月9日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域
芦屋市全域



兵庫県告示第655号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、明石市西脇宮の前土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年6月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間

令和2年3月16日から同年5月15日まで

3 作業地域

明石市大久保町西脇地内



兵庫県告示第656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年6月12日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年6月12日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月12日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 加古川小野線	加古川市加古川町中津字西角554番1から 同 市加古川町中津字三俣533番3まで	旧	12.0から 20.0まで	265.0	
		新	13.0から 20.0まで	265.0	



兵庫県告示第657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和2年6月12日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月12日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 多可北条線	西脇市明楽寺町字三十田48番1から 加西市河内町字坂ノ谷27番8まで	旧	7.0から 31.0まで	784.0	
		新	7.0から 31.0まで 10.0から 33.0まで	784.0 779.0	



兵庫県告示第658号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和2年6月12日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月12日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 3 1 2 号	姫路市大善町69番1から 同 市市川橋通二丁目24番1まで	旧	17.0から 18.0まで	126.0	
		新	17.0から 18.0まで 17.0から 21.0まで	126.0 116.0	予定地



兵庫県告示第659号

昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部を次のように改正し、令和2年7月1日から適用する。

令和2年6月12日

兵庫県知事 井戸敏三

3の表中

「

株式会社 ジャパンネット銀行
株式会社 ゆうちょ銀行

日本国内に所在する営業所
日本国内に所在する営業所及び株式会社ゆう
ちょ銀行が収納事務の全部又は一部を委託し
た日本郵便株式会社の営業所（日本郵便株式
会社が業務を再委託した郵便窓口業務等受託
者の施設を含む。）

」

を

「

株式会社 ジャパンネット銀行
楽天銀行 株式会社
株式会社 ゆうちょ銀行

日本国内に所在する営業所
同上
日本国内に所在する営業所及び株式会社ゆう
ちょ銀行が収納事務の全部又は一部を委託し
た日本郵便株式会社の営業所（日本郵便株式
会社が業務を再委託した郵便窓口業務等受託
者の施設を含む。）

」

に改める。



兵庫県告示第660号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和2年6月12日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

第R01中播位置 0015号	2.6.1	揖保郡太子町立岡字中坪7番1	5.50	56.10
-------------------	-------	----------------	------	-------

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年6月12日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ビエラ塚口

所在地 尼崎市上坂部一丁目36番14

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称

住所

代表者の氏名

J R西日本不動産開発株式会社

大阪市北区中之島二丁目2番7号

國 廣 敏 彦

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

住所

代表者の氏名

J R西日本不動産開発株式会社

大阪市北区中之島二丁目2番7号

柴 田 信

イ 変更後

名称

住所

代表者の氏名

J R西日本不動産開発株式会社

大阪市北区中之島二丁目2番7号

國 廣 敏 彦

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

住所

代表者の氏名

株式会社ジェイアール西日本

尼崎市潮江一丁目2番12号

松 浦 克 宜

デイリーサービスネット

株式会社アルカ

神戸市須磨区弥栄台一丁目3番地の3

中 島 康 伸

株式会社ヴィ・ド・フランス

東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

村 上 知 義

外1者

イ 変更後

名称

住所

代表者の氏名

株式会社ジェイアール西日本

尼崎市潮江一丁目2番12号

二階堂 暢 俊

デイリーサービスネット

株式会社アルカ

神戸市須磨区弥栄台一丁目3番地の3

中 島 康 伸

株式会社ヴィ・ド・フランス

東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

村 上 知 義

外1者

4 変更年月日

令和元年6月26日ほか

5 届出年月日

令和2年4月23日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間
令和2年6月12日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限
令和2年10月12日

(2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年6月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオンJR尼崎駅店
所在地 尼崎市潮江一丁目1番50号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
JR西日本不動産開発株式会社	大阪市北区中之島二丁目2番7号	國廣敏彦

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
JR西日本不動産開発株式会社	大阪市北区中之島二丁目2番7号	柴田信

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
JR西日本不動産開発株式会社	大阪市北区中之島二丁目2番7号	國廣敏彦

4 変更年月日

令和元年6月19日

5 届出年月日

令和2年4月23日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間
令和2年6月12日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限
令和2年10月12日

(2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年6月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ビエラタウン西明石
 所在地 明石市西明石南町三丁目607—40の一部 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
J R西日本不動産開発株式会社	大阪市北区中之島二丁目2番7号	國廣敏彦
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
J R西日本不動産開発株式会社	大阪市北区中之島二丁目2番7号	柴田信
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
J R西日本不動産開発株式会社	大阪市北区中之島二丁目2番7号	國廣敏彦
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
- 4 変更年月日
令和元年9月10日ほか
- 5 届出年月日
令和2年4月24日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和2年6月12日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和2年10月12日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変

更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年6月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ビエラ大久保

所在地 明石市大久保町ゆりのき通一丁目3番1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
J R 西日本不動産開発株式会社	大阪市北区中之島二丁目2番7号	國廣敏彦

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
J R 西日本不動産開発株式会社	大阪市北区中之島二丁目2番7号	柴田信

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
J R 西日本不動産開発株式会社	大阪市北区中之島二丁目2番7号	國廣敏彦

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	古谷一樹
株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜三丁目17番6	塚本厚志
株式会社ヴィ・ド・フランス	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	村上知義

外3者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	永松文彦
株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜三丁目17番6	塚本厚志
株式会社ヴィ・ド・フランス	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	村上知義

外3者

4 変更年月日

令和元年6月19日ほか

5 届出年月日

令和2年4月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年6月12日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年10月12日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年6月12日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称	ピオレ姫路1	
所在地	姫路市駅前町188番1	
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
J R西日本不動産開発株式会社	大阪市北区中之島二丁目2番7号	國 廣 敏 彦
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
J R西日本不動産開発株式会社	大阪市北区中之島二丁目2番7号	柴 田 信
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
J R西日本不動産開発株式会社	大阪市北区中之島二丁目2番7号	國 廣 敏 彦
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハーバー研究所	東京都千代田区神田須田町一丁目24番地	小 柳 昌 之
株式会社麦の穂	大阪市北区西天満三丁目13番20号	今 泉 智 幸
アシックスジャパン株式会社 外66者	神戸市中央区港島中町七丁目1番1	尾 山 基
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハーバー研究所	東京都千代田区神田須田町一丁目24番地	小 柳 典 子
株式会社麦の穂	大阪市北区西天満三丁目13番20号	杉 内 健 吉
アシックスジャパン株式会社 外68者	東京都江東区新砂三丁目1番18号	小 林 淳 二
- 4 変更年月日

令和2年3月8日ほか
- 5 届出年月日

令和2年4月23日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間

令和2年6月12日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和2年10月12日
 - (2) 提出先

兵庫県国土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

病院局公告

県立尼崎総合医療センター入院セット提供業務に係るプロポーザルの実施

県立尼崎総合医療センターにおける入院セット提供業務実施業者をプロポーザル方式により募集する。

令和2年6月12日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立尼崎総合医療センター院長 平家俊男

1 プロポーザルの概要

(1) 名称

県立尼崎総合医療センターの入院セット提供業務実施業者選定に係るプロポーザル

(2) 概要

県立尼崎総合医療センターの一部について行政財産使用許可を受け、入院セット提供事業を運営する事業者をプロポーザル方式で選定する。

(3) 行政財産の使用許可を行う期間

令和2年7月15日から令和3年3月31日までとする。

ただし、事業期間の終了の日までに、当院と事業者のいずれからも何らかの意思表示がないときは、その翌日においてさらに1年間同一の条件でこの事業期間を延長できるものとし、その後令和5年3月31日までの間は毎年同様に延長できるものとする。

(4) 行政財産使用許可を行う施設

兵庫県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2丁目17番77号

(5) 行政財産の使用料

病院局公有財産取扱規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第19号）別表第1に定める使用料

(6) 募集要領

別途配布する「兵庫県立尼崎総合医療センター入院セット提供業務実施業者募集要領」（以下「募集要領」という。）による。

2 参加資格

(1) 過去5年以内に、一般病床500床以上の病院で、1年以上の本業務の業務実績がある者であること。

(2) クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条第1項の規定により、都道府県知事にクリーニング所の開設届を提出しており、一般財団法人医療関連サービス振興会のサービスマーク（寝具類洗濯業務）認定事業者において洗濯業務を実施できること。

(3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度付与事業者であること。

(4) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されていること。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。

(6) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。

(8) 兵庫県税を滞納していないこと。

(9) 次のアからウまでに該当する者でないこと（必要に応じて、関係機関に事実関係の照会を行うことがある。）。

ア 役員のうち次のいずれかに該当するものがある法人等

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(ロ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が(イ)に該当する者

イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支援する者

ウ その法人等の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）がア又はイのいずれかに該当する者

3 参加手続

(1) 事務局

〒660-8550 尼崎市東難波町2丁目17番77号
兵庫県立尼崎総合医療センター経営企画部経理課
電話(06)6480-7000

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

令和2年6月12日（金）から同月25日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

イ 配布場所

上記(1)に同じ。

(3) 参加表明書

ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和2年6月12日（金）から同月26日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和2年6月26日（金）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、事務局への持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和2年6月12日（金）から同月26日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和2年6月26日（金）必着とする。

ウ 回答方法

令和2年6月15日（月）より、質問書提出者及び参加表明書提出者に対して順次電子メール又はFAXにより送付する。

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和2年6月15日（月）から同年7月2日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和2年7月2日（木）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

募集要領に定める。

(6) プレゼンテーション

ア 企画提案書を提出した者に対し、必要に応じてプレゼンテーションを実施する。

イ プレゼンテーションを実施する場合、開催の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「兵庫県立尼崎総合医療センター入院セット提供業務実施業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県立尼崎総合医療センター入院セット提供業務」の事業実施予定者となる。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

ア 期限までに企画提案書を提出しなかった者

イ 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この公告及び募集要領に定める様式に適合しない場合は、提出された企画提案書を無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

詳細は、募集要領による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第24号

平成31年兵庫県選挙管理委員会告示第6号（公職選挙法第18条の規定による開票区の設置）の一部を次のとおり改正する。

令和2年6月12日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

1の表姫路市第3開票区の項中「及び坊勢投票区」を「、坊勢投票区、置塩投票区、古知投票区、前之庄投票区、山之内投票区、筋野投票区、上菅投票区、菅生投票区、中寺第1投票区、中寺第2投票区、香呂第1投票区、香呂第2投票区、香呂南投票区、安富南第1投票区、安富南第2投票区及び安富北投票区」に改め、同表姫路市第4開票区の項を削る。

教育委員会規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月12日

兵庫県教育委員会

教育長 西 上 三 鶴

兵庫県教育委員会規則第10号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則（平成25年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「以下これらの日を「被災日」を「次項において「事故発生日」に、「別表第1」を「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号。次条及び第4条において「政令」という。）別表」に改め、同条第2項中「被災日」を「事故発生日」に改める。

第3条中「応じて別表第2の左欄に掲げる年齢階層ごとに」を「応じ政令第1条の2第1項の規定により文部科学大臣が」に、「同表の中欄に掲げる」及び「同表の右欄に掲げる」を「定める」に改める。

第4条中「応じて別表第2の左欄に掲げる年齢階層ごとに」を「応じ政令第1条の3第1項の規定により文部科学大臣が」に、「同表の中欄に掲げる」及び「同表の右欄に掲げる」を「定める」に改める。

第6条中「別表第3」を「別表」に改める。

別表第1及び別表第2を削り、別表第3を別表とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年6月12日

契約担当者

兵庫県警察本部長 吉岡 健一郎

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
兵庫県警察本部庁舎清掃委託
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年5月29日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社クレイブ 大阪市住吉区长居東1丁目8番9号
- 5 落札金額
68,469,667円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和2年4月10日

正 誤

○令和2年3月31日付け（兵庫県公報第23号外）
兵庫県訓令第2号（決裁規程等の一部を改正する訓令）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
21	上から33	同部加古川農林水産事務所の項局長専決事項	同部加古川農林水産振興事務所の項県民局長専決事項